

株式会社きらら行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

< 目標 1 >

- ・令和7年度までに年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年間6日以上とする。

< 対策 >

- 令和6年4月～ ・年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年8月～ ・従業員全員の有給休暇取得状況を社内で公開する。
お互いが取得を促す環境にしていく。
- 令和6年11月～ ・有給休暇取得が少ない従業員について個別に対応していく。

< 目標 2 >

- ・育児休業取得率を100%にする取り組みを行う。

< 対策 >

- 令和6年4月～ ・従業員の具体的なニーズを調査、取り組む内容を検討する。
- 令和6年11月～ ・育休取得取得率を段階的に上げるための方針を周知していく。
育児休業取得希望者への相談窓口を設置する。
- 令和7年2月～ ・育児休業制度の運用について取得事例を収集・提供。
会社全体で理解度を深める。

< 目標 3 >

- ・男性も女性も1カ月以上の育児休業を取得できるための取り組みを行う。

< 対策 >

令和6年4月～

- ・従業員の具体的なニーズの調査を行う。
長期間の育児休業に向け、想定される問題点も把握する。

令和6年11月～

- ・全体の業務負担の偏りをなくし、業務代替の支援整備を行う。

令和7年2月～

- ・社内での取り組み状況を収集し、改善を行う。

令和7年11月～

- ・育児休業からの職場復職後の、相談窓口を設置し支援体制を整備する。